

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第 43 条第 2 項中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。